



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

医師を紹介して受領した金員は、雑所得

所得税基本通達34-1は、一時所得の例示として、「法人からの贈与により取得する金品」を挙げています。今回は、医療法人の理事長が、他の医療法人から受領した金員を一時所得として申告し、争った事例を紹介します（平成25年1月28日裁決・棄却・F0-1-500）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

本件は、医療法人社団の理事長である請求人が、他の医療法人から受領した金員を一時所得として申告したところ、原処分庁が、当該金員は当該他の医療法人に対して行った医師の紹介という役務の対価であり雑所得に該当するとして所得税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、医師の紹介は契約等もなく善意からしたもので対価性はないなどとして、同処分等の一部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

審判所は、次のとおり、請求人の請求を棄却しました。

- ① 一時所得に該当するには、8種類以外の所得であることを前提として、i 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること及びii 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであることの二つの要件を具備することが必要であり、そのいずれかの要件を欠く場合には、雑所得に該当することになる。
そして、「役務の対価」とは、役務の提供をしたという事実があり、かつ、そのことを基因として役務の提供先から金品等を收受した場合をいうものと解される。
- ② 請求人は、B医療法人の事務長からB医療法人に勤務する医師の紹介を依頼されたことから、乙を紹介し、その結果としてB医療法人が乙を雇用できたことから、その紹介の謝礼として支払われた金員を受領したものである。
- ③ 乙の紹介という請求人の役務の提供があり、かつ、そのことを基因として、役務の提供先であるB医療法人から金員を收受したものと認められるから、本件金員は、役務の対価としての性質を有することとなる。したがって、本件金員は、上記①のiiの要件を欠くこととなるから、一時所得には該当せず、雑所得に該当することとなる。
- ④ 請求人は、B医療法人に乙を紹介した行為は、対価に関する事前の打合せや契約もなく、請求人が善意で行ったものであるから、本件金員には当該行為の対価としての性質は一切なく、本件金員は、B医療法人から請求人に対する一方的な寄附であるから一時所得に該当する旨主張する。
しかし、請求人の行為が、対価に関する事前の打合せや契約に基づいたものでないとしても、本件金員について、請求人が乙を紹介したことによりB医療法人が乙を雇用できたことの対価としての性質が失われるものではなく、また、請求人は、領収書に「医師紹介料として」と記載しているのだから、この点に関する請求人の主張には理由がない。
- ⑤ 請求人は、本件金員に係るB医療法人側の税法上の処理は、措置法通達61の4(1)-8により、請求人に対する支払手数料ではなく、寄附金と認定されるべきであるから、請求人に対する寄附金となり一時所得に該当する旨主張する。
しかし、同通達は、所得税の所得区分に関する取扱いを定めたものではないことから、同通達の取扱いをもって、本件金員が法人からの寄附金として一時所得に該当するとの請求人の主張は採用することができない。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判5頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記宛にご一報ください。